

堀江社長逮捕

ライブドア事件で東京地検

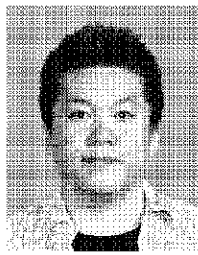
不正な利益指示

証取法違反容疑

ライブドアグループの証券取引法違反事件で、東京地検特捜部は二十三日、関連会社の企業買収や業績を巡り虚偽情報を開示したとして、同社長、堀江貴文(38)ら四容疑者を同法違反(偽計取引、風説の流布)容疑で逮捕した。特捜部は株式交換目的で発行した自社株売却収入の不正な利益計上などについて、同容疑者が指示・了承していたとみて追及する。

宮内・岡本取締役ら3人も

証券市場を大きく揺る 堀江社長や監視体制の整ったため、身柄を東京地検に送られる。ほかに逮捕された「ライブドア・シヨウ」を引寄せたこと。特捜部は同日午後三時、同社長、堀江貴文(38)ら四容疑者を同法違反(偽計取引、風説の流布)容疑で逮捕した。特捜部は株式交換目的で発行した自社株売却収入の不正な利益計上などについて、同容疑者が指示・了承していたとみて追及する。



堀江貴文容疑者



宮内亮宏容疑者



岡本文人容疑者

ライブドアグループの証券取引法違反事件で、東京地検特捜部は二十三日、関連会社の企業買収や業績を巡り虚偽情報を開示したとして、同社長、堀江貴文(38)ら四容疑者を同法違反(偽計取引、風説の流布)容疑で逮捕した。特捜部は株式交換目的で発行した自社株売却収入の不正な利益計上などについて、同容疑者が指示・了承していたとみて追及する。

利益を得ようとする。二 半期業績を悪くする。〇〇四年十月、ライブドアのLDMは株式交換公表が既に傘下に収めていた。LDMは株式交換公表にもかかわらず、出資者、同社株を高騰。交換のマネーライブドア社を株式交換の目的で発行したLDM株と虚偽情報を公表。同年十一月、LDMの第三四

ライブドアグループの証券取引法違反事件で、東京地検特捜部は二十三日、関連会社の企業買収や業績を巡り虚偽情報を開示したとして、同社長、堀江貴文(38)ら四容疑者を同法違反(偽計取引、風説の流布)容疑で逮捕した。特捜部は株式交換目的で発行した自社株売却収入の不正な利益計上などについて、同容疑者が指示・了承していたとみて追及する。

ライブドア株など監理ポストに

東京証券取引所は二十三日「風説の流布」が市場に与えた影響の大きさなどを受け、ライブドアの取締役、堀江貴文社長らの逮捕を受け、東証マザーズ上場の同社株とライブドアマザーズの同社株を同日付で監理ポストに割り当てたと発表した。今後は速証は明確な廃止基準を持たない。このため今回は上場廃止にするかどうかを調査する。監理ポストに入っても売買などに関する東証の取り扱いは原則そのままと変わらない。上場廃止規定に該当すると東証が判断すれば「整理ポスト」に移り、原則一カ月後に上場廃止になる。

偽計取引と風説の流布 有価証券取引や相場の変動を図る目的で、虚偽の説明など他人を欺く手段を用いること(偽計)や、その情報、合理的根拠のないうわさ(風説)を流す行為。これらは証券取引法五八条で禁じられており、罰則は懲役五年以下または罰金五百万円以下。また「テイエスデー」で、法人の場合は罰金五十万円以下。